

京都市告示第503号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年11月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
上賀茂緯83号線	北区上賀茂梅ヶ辻町30番地地先から同町31番地の10地先まで	旧	メートル 16.00	メートル 5.97 ~ 6.02
		新	16.00	5.97 ~ 6.02
久世20号線	南区久世大藪町392番地地先から同町377番地の6地先まで	旧	15.00	4.75
		新	15.00	4.75 ~ 7.50
	南区久世大藪町179番地の3地先から同町179番地の20地先まで	旧	24.00	4.15 ~ 5.45
		新	24.00	5.83 ~ 7.20
羽束師14号線	伏見区羽束師菱川町544番地の5地先から同町544番地の6地先まで	旧	39.80	1.00
		新	36.30	1.82
羽束師17号線	伏見区羽束師菱川町544番地の5地先から同町544番地の2地先まで	旧	43.60	1.80 ~ 3.40
		新	42.30	5.00 ~ 6.49
羽束師30号線	伏見区羽束師菱川町544番地の6地先内	旧	25.40	2.40 ~ 2.50
		新	25.40	2.03 ~ 6.03

羽束師30号 線	伏見区羽束師菱川町544番地の2地先か ら 同町31番地の1地先まで	旧	9.10	4.02
		新	9.10	4.02 ~ 8.68

(建設局土木管理部道路明示課)